

様式第3（第2条、第4条、7条、第13条関係）（裏面）
備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明りように記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」と記入すること。
- 4 二人以上の選任報告を行う場合に「総ページ」の欄は、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄は総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。
なお、2枚目以降は、「事業場の名称」、「事業の種類」、「事業場の所在地」、「電話番号」、「労働者数」、「坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数」、「坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数」及び「産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者数」の欄は、記入を要しないこと。
- 5 「事業の種類」の欄は、総括安全衛生管理者の場合は労働安全衛生法施行令第2条各号に掲げる業種を、安全管理者の場合は同条第1号又は第2号に掲げる業種を、衛生管理者又は産業医の場合は日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 6 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番及び番号をそれぞれ「―」（ダッシュ）で区切り記入すること。

- 7 「安全管理者又は衛生管理者の場合に担当すべき職務」の欄は、安全管理者又は衛生管理者ごとに職務区分が分かれている場合はその分担を記入すること。
- 8 「総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要」の欄は、総括安全衛生管理者又は安全管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 9 「産業医の場合は医籍番号等」の種別は、別表に掲げる種別の区分に応じて該当コードを記入すること。
- 10 「参考事項」の欄は、次のとおりとすること。
(1) 初めて総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は産業医を選任した場合は「新規選任」と記入すること。
(2) 安全管理者選任報告にあつては、労働安全衛生規則第4条第1項第3号に規定する事業場である場合は「指定事業場」と記入すること。
(3) 産業医選任報告にあつては、産業医の専門科名及び開業している場合はその旨を記入すること。
- 11 安全管理者選任報告の場合（労働安全衛生規則第5条2号に掲げる者を選任した場合を除く。）は、同条第1号の研修その他所定の研修を修了した者であること又は平成18年10月1日において安全管理者としての経験年数が2年以上であることを証する書面（又は写し）を、衛生管理者選任報告の場合は、衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面（又は写し）を、産業医選任報告の場合は、医師免許証の写し及び別表コード1から7までのいずれかに該当することを証する書面（又は写し）を添付すること。
- 12 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表

種 別	コード	種 別	コード
労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した者	1	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は講師の職にあり又はあつた者	4
産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて医学の正規の課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働大臣が定める実習を履修したもの	2	労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者	5
		平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者	6
労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者	3	上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者	7

(免許・免許証再交付) 申 請 書
(免許証書替・免許更新)

(受付印)

①申請の区分		②申請する免許の種類	
1.新規交付 2.再交付 3.書替 4.更新			
フリガナ (姓)	(名)	性 別	労働局長殿
申請者氏名		男 ・ 女	平成 年 月 日
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生	本籍地	都・道・府・県
フリガナ			
住 所	〒()	電話 ()	
勤務先等 連絡先	勤務先等 連絡先	〒()電話 ()	

収入印紙欄 (収入印紙は、申請者において
消印しないこと。)

収入印紙は、所定 事項をすべて記入 した後にはり付け ること。	収入印紙は、所定 事項をすべて記入 した後にはり付け ること。
--	--

試験年月日 受検番号

		年		月		日						
--	--	---	--	---	--	---	--	--	--	--	--	--

写真は、申請前6月
以内に撮影した上三
分身、正面、脱帽の
もの2枚とし、写真
の裏面に氏名を記入
し、写真欄のシール
を取り、はり付ける
こと。

(切り取り線)注意:申請者において切り取らないこと。

(本籍地・住所地・交付局コード一覧)

北海道…01	栃 木…09	石 川…17	滋 賀…25	岡 山…33	佐 賀…41
青 森…02	群 馬…10	福 井…18	京 都…26	広 島…34	長 崎…42
岩 手…03	埼 玉…11	山 梨…19	大 阪…27	山 口…35	熊 本…43
宮 城…04	千 葉…12	長 野…20	兵 庫…28	徳 島…36	大 分…44
秋 田…05	東 京…13	岐 阜…21	奈 良…29	香 川…37	宮 崎…45
山 形…06	神奈川…14	静 岡…22	和歌山…30	愛 媛…38	鹿児島…46
福 島…07	新 潟…15	愛 知…23	鳥 取…31	高 知…39	沖 縄…47
茨 城…08	富 山…16	三 重…24	島 根…32	福 岡…40	外国籍…48

(切り取り線)注意:申請者において切り取らないこと。

(免許種類コード表)

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
10	特級ボイラー技士	21	揚貨装置運転士	31	林業架線作業主任者(林業架線技士)
11	一級ボイラー技士	22	デリック運転士	32	導火線発破技士
12	二級ボイラー技士	23	移動式クレーン運転士	33	電気発破技士
13	特別ボイラー溶接士	24	クレーン・デリック運転士 [床上運転式限定](注3)	34	発破技士
14	普通ボイラー溶接士		クレーン運転士	50	第一種衛生管理者(衛生管理者)
15	ボイラー整備士		[床上運転式限定](注4)	51	衛生工学衛生管理者
16	特定第一種圧力容器取扱作業主任者			52	第二種衛生管理者
20	クレーン・デリック運転士 [クレーン限定](注1)	25	クレーン・デリック運転士 [無限定](注5)	60	高圧室内作業主任者(高圧室管理者)
	クレーン運転士	30	ガス溶接作業主任者(溶接士)	61	潜水士
	[無限定](注2)		(アセチレン溶接主任者)	70	エックス線作業主任者
				71	ガンマ線透過写真撮影作業主任者

注1 取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定し、かつ、クレーンの種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。
注2 取り扱うことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン運転士免許をいうこと。(平成18年3月31日以前)
注3 取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許をいうこと。
注4 取り扱うことのできるクレーンの種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許をいうこと。(平成18年3月31日以前)
注5 取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

計画届免除認定申請書 (新規認定・更新)

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名			
住 所	電話 ()		
事業の種類		認定又は更新を受けようとする事業場の名称	
認定又は更新を受けようとする事業場の所在地	電話 ()		

平成 年 月 日

事業者職氏名



労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表題の「新規認定」又は「更新」のうち該当しない文字は、抹消すること。
- 2 認定又は更新を受けようとする事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出すること。なお、更新の場合は、認定証を添付すること。
- 3 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 4 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①労働安全衛生規則第 87 条の 3 に規定する欠格事項に該当しないことを説明した書面
 - ②労働安全衛生規則第 87 条の措置を適切に実施していると評価されたことを証する書面及び評価結果の概要
 - ③②の評価について監査を受けたことを証する書面
 - ④労働安全衛生規則第 87 条の 4 第 2 号及び第 3 号に掲げる要件に該当することを証する書面 (当該書面がない場合には、当該事実についての申立書)
- 5 4 ②及び③の書面は、評価又は監査を実施した者による記名、押印又は署名がなされたものとするとともに、評価又は監査を実施した者が労働安全衛生規則第 87 条の 5 第 2 項又は第 3 項に該当する者であることを明らかにする書面を併せて添付すること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

計 画 届 免 除 認 定 証

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

認定年月日

認定事業場の名称

認定事業場の所在地

認定番号

有効期限

右記の事業場は、労働安全衛生法第八十八条第二項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた事業場であることを証する。

平成 年 月 日

労働基準監督署長



実施状況等報告書

認 定 番 号		認 定 年 月 日		機械等の設置等の状況			
				機械等の種類	設置	移転	変更
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名							
住 所	電話（ ）						
事業の種類		認定事業場の名称					
認定事業場の所在地	電話（ ）						
労働安全衛生規則第 87 条の措置の実施状況について監査を行った年月日							

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業者職氏名



- 備考
- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
 - 2 「機械等の設置等の状況」の欄は、免除認定後に設置、移転又は変更した機械等について、下表の機械のうちから該当する番号を「機械等の種類」の欄に、設置、移転又は変更の件数を「設置」、「移転」又は「変更」のそれぞれの欄に記載すること（記載しきれない場合は別葉として差し支えない）。
 - 3 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①労働安全衛生規則第 87 条の措置の実施状況について行つた監査の結果を記載した書面
 - ②労働安全衛生規則第 87 条の 9 各号に該当しないことを説明する書面
 - ③認定証の記載事項に変更が生じた場合には、変更の事実を証する書面
 - ④下表の左欄に掲げる機械等ごとに設置等の年月日及び右欄に掲げる事項を記載した書面
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

番号	機械等の種類	記載事項
1	(1) 労働安全衛生法施行令第24条に定める事業場における建築物等（(2)から(4)までに掲げるもの及び労働安全衛生規則第84条の2に定める建設物等を除く。）	①設置等の概要
2	(2) 労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（同令第84条の2及び第89条に定める機械等を除く。）	①種類、②圧力能力、③安全措置の概要
3	動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。）	①炉の種類、②取り扱う金属その他の鉱物の種類
4	金属その他の鉱物の溶解炉（容量が1トン以上のものに限る。）	①種類、②製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）
5	化学設備（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）	①種類、②製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の名称及びその量
6	乾燥設備（労働安全衛生法施行令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。）	①種類、②能力、③乾燥物の種類
7	アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）	①発生器の種類
8	ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）	①貯蔵するガスの名称、②最大ガス貯蔵量
9	機械集材装置（原動機の定格出力が7.5キロワットをこえるものに限る。）	①最大使用荷重、②支間の斜距離
10	運材索道（支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。）	①最大使用荷重、②支間の斜距離の合計及び最長の支間の斜距離
11	軌道装置	①軌道の長さ
12	型わく支保工（支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。）	—
13	架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。）	（仮設のもの以外のものに限る。） ①設置地、②架設通路の種類
14	足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）	—
15	有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
16	鉛中毒予防規則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
17	労働安全衛生法施行令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置	①設備又は装置の種類、②業務の概要
18	特定化学物質障害予防規則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は同令第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
19	特定化学設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
20	特定第二類物質又は特定化学物質障害予防規則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
21	特定化学物質障害予防規則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの	①排気の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
22	特定化学物質障害予防規則第11条第1項の排液処理装置	①排液の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
23	電離放射線障害防止規則第15条第1項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。）、同令第15条第1項の放射線装置室、同令第22条第2項の放射性物質取扱作業室又は同令第2条第2項の放射性物質に係る貯蔵施設	ア 放射線装置 ①種類、②用途、③性能 イ 放射線装置室 ①アの①～③に掲げる事項、②遮へい物等、③警報装置 ウ 放射性物質取扱作業室 ①作業室の構造及び材料、②取り扱う放射性物質、③汚染検査場所の有無 エ 放射性物質に係る貯蔵施設 ①貯蔵施設の構造及び材料
23	事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方	①換気能力、②送風機又は排風機の種類及び能力

		式のもの	
24		粉じん障害防止規則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置	①種類、②名称、③能力、④台数、⑤粉じんの発散を防止する方法
25		粉じん障害防止規則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
26		特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
27	(3) 特定機械等	ボイラー	ア 設置の場合（移動式ボイラーの場合に限る。） ①設置地、②ボイラー検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
28		第一種圧力容器	ア 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
29		クレーン	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第44条第1項第1号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②クレーン検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
30		移動式クレーン	ア 設置の場合 ①設置地、②移動式クレーン検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第85条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②変更の理由、③移動式クレーン検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
31		デリック	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第129条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②デリック検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
32		エレベーター	ア 設置の場合（建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のエレベーターを設置した場合であつて、かつ、同法第7条第5項（同法第87条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の写しを提出している場合に限る。） ①設置地、②種類及び型式、③積載荷重、④昇降路高さ、⑤エレベーター検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第163条第1項第1号又は第5号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②エレベーター検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
33		建設用リフト	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第197条第1項第1号又は第2号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②建設用リフト検査証（添付）
34		ゴンドラ	ア 設置の場合 ①設置地、②種類及び形式（可搬型又は常設型の区分）、③固定方法、④ゴンドラ検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
35	(4) その他の機械等	小型ボイラー	①設置地、②種類、③使用圧力、④伝熱面積、⑤個別検定合格番号
36		クレーン（つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満（スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上1トン未満）のもの）	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
37		デリック（つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの）	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
38		エレベーター（積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの）	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重
39		簡易リフト	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重

--	--	--	--	--

有害物ばく露作業報告書

ページ 総ページ

--	--

 /

--	--

労働保険番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>府県</td><td>所轄</td><td>管轄</td><td colspan="3">基礎番号</td><td colspan="3">枝番号</td><td colspan="6">被一括事業場番号</td> </tr> </table>																															府県	所轄	管轄	基礎番号			枝番号			被一括事業場番号						事業場の名称										
府県	所轄	管轄	基礎番号			枝番号			被一括事業場番号																																																
事業の種類						労働者数	人					事業場の所在地	郵便番号() 電話()																																												

ばく露作業報告対象物の名称	名称											コード	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td> </tr> </table>						対象年度	(7:平成 元号 年度)		

	ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称	用途	製剤等の製造量又は消費量	含有率	ばく露作業報告対象物の量	ばく露作業の種類	ばく露作業に従事労働者数	換気設備の設置状況(右に括弧で記入する)	ばく露作業対象物の報告性	ばく露作業対象物の報告温度	ばく露作業時間/月	保護具の使用状況(右に括弧で記入する)
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

印

受付印

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りように記入すること。
- 4 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 5 「ばく露作業報告対象物の名称」の欄は報告を行うばく露作業報告対象物の名称を、「コード」の欄は労働安全衛生法施行令別表第 9 の番号を記入すること。
- 6 「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄は、ばく露作業報告対象物を重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤等の名称を記入すること。
- 7 「用途」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等」の用途について、別表 1 に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
- 8 「製剤等の製造量又は消費量」の欄は、前年度 1 年間の当該製剤等の製造量又は消費量を記入すること。
- 9 「含有率」の欄は、ばく露作業報告対象物の含有率を重量パーセントで記入すること。含有率の表記が、10 パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行われている場合には、当該表記された値の中間値を用いること。
- 10 「ばく露作業報告対象物の量」の欄は、「製剤等の製造量又は消費量」と「含有率」から算出した量を記入すること。
- 11 「ばく露作業の種類」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄に記載した物質を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業について、別表 2 に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
- 12 「ばく露作業従事労働者数」の欄は、当該作業に従事している労働者数を記入すること。
- 13 「換気設備の設置状況」の欄は、局所排気装置等の設置状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
(1. 局所排気装置の設置 2. プッシュプル型換気装置の設置 3. 全体換気装置の設置 4. その他)
- 14 「ばく露作業報告対象物の性状」の欄は、ばく露作業における当該化学物質の状態について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
(1. 破碎しないペレット状の固体又は結晶化した顆粒状の固体 2. 粉末 3. 液体（練粉又は液状混合物を含む。） 4. 気体)
- 15 「ばく露作業報告対象物の温度」の欄は、取り扱い時の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
(1. 摂氏 5 0 度未満 2. 摂氏 5 0 度以上 1 0 0 度未満 3. 摂氏 1 0 0 度以上)
- 16 「ばく露作業への従事時間」の欄は、労働者が当該作業に従事していた一人当たりの 1 月間の平均の時間数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
(1. 2 0 時間以下/月 2. 2 1 ～ 5 0 時間/月 3. 5 1 ～ 1 0 0 時間/月 4. 1 0 1 時間以上/月)
- 17 「保護具の使用状況」の欄は、保護具の使用状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
(1. 防じんマスク 2. 防毒マスク 3. 保護衣 4. 保護眼鏡 5. 保護手袋 6. 使用していない 7. その他)

18 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表 1：

コード	用 途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	他の製剤等の製造を目的とした原料としての使用
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	製剤等の溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆 ^{さび} を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥離 ^{はく} 等を目的とした使用
09	試験分析用の試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の原料としての使用
12	その他

別表 2：

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	掻き落し、剥離 ^{はく} 又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰め ^{ふくみ} の作業
36	消毒、滅菌又は燻蒸 ^{くんじょう} の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しょく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹き付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鑄造、溶融又は湯だしの作業
44	破碎、粉碎又はふるいわけの作業
45	はんだ付け等の作業
46	吹き付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌 ^{かくはん} 、混練又は加熱の作業
50	その他